

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年6月15日(月)
NO. 1688号
本号3頁

参院憲法審査会 10日 緊急事態条項の創設 長谷部氏ら参考人は必要性疑問

参院憲法審査会は10日、衆院解散中の緊急時の対応を定めた憲法54条の参院緊急集会を巡り、参考人質疑を行いました。長谷部恭男早稲田大学法学学術院教授と、只野雅人専修大学大学院法務研究科教授の両参考人は、緊急事態には憲法が定める参院の「緊急集会」で対応可能だとし、緊急事態条項の必要性に疑問を呈しました。

衆院の憲法審査会では自民党などが衆院法制局などに『緊急事態条項』のイメージ(案)を作らせ、「選挙困難事態」における衆院議員の任期延長や、内閣が緊急事態と認定すれば国会の議決を経ずに法律に代わる緊急政令の制定を可能にするといった各党の主張を並べています。

イメージ案を巡り、長谷部氏は、選挙を経ずに失職した議員の任期を延長するのは「異常な制度設計と言わざるを得ない」「いつまで議員でいるのかとの懸念や、止めどなく延長するリスクがある」と指摘しました。

54条の1項は衆院解散後40日以内の総選挙実施と総選挙後30日以内の国会召集を定めており、改憲派にはこれをもとに参院の緊急集会は70日が上限で限界があるとする主張があります。

これに対し長谷部氏は、同条項は、従来の政府が長期に居座り続ける事態を避けるための規定で、議員の任期延長は「本末転倒」だと指摘。「制度整備を進めていくべきではない」と主張しました。また、緊急政令については、「極めて不穏当な提案」「日本という国のあり方自体が根本からゆがめられるリスクがある」と述べました。緊急事態条項について「プラスよりマイナスが大きい」と強調。任期延長に対しては「いつまで議員でいるのかとの懸念や、止めどなく延長するリスクがある」と訴えました。

さらに、「緊急事態の際、既に任期切れで失職している衆議院議員も国会議員として働かせよう」ということを改憲派が考えているようだが、国会議員は選挙により選ばれた者でなければならないとする憲法に反するとも発言しました。内閣が参議院の緊急集会を求める事を躊躇する事はあるはずがない。そんな内閣が存在する様ならこの国ももうおしまい。少数の人間仲間内だけで相談をしてこれが良いあれが良いと考えるより様々な立場の方々が集まって審議をする。そこで初めて知恵が生まれてくる」とも発言。

只野氏は、緊急事態条項は「立憲主義のルールに穴を開ける側面がある」と指摘。長期にわたり全国的に選挙実施が困難な事態は想定しがたく、国会として必要な法整備を継続していけばリスクは大きく減らせると述べました。

山添氏 国会議員任期延長「緊急時に名を借りた民主主義の停止憲」容認できないと強調

日本共産党の山添拓議員は、「緊急事態条項は必須の制度か」と質問。長谷部氏は、参院の緊急集会が現行憲法の緊急事態条項だとして「これで十分間に合う」と述べました。

また山添氏は、参院の緊急集会は次の国会開会後10日以内に衆院の同意を必要とする暫定的な措置であり、通常時に戻す復元力の高い仕組みではないかと質問。只野氏は、参院緊急集会には衆院が欠けた状態を元に戻そうとする復元力が期待できると応じました。

山添氏は、国会議員の任期延長は民主的な正当性を欠くと主張。「参院の緊急集会とは全く異質の存在で、緊急時に名を借りた民主主義の停止というべき改憲は容認できない」と強調しました。

衆議院憲法審査会 11日、自民党らが国民投票法の改正案

衆議院憲法審査会は11日、憲法の改正手続きを定めた国民投票法の改正案について、自民党、日本維新の会、国民民主党、参政党の4党が5日、共同で提出しました。そして、18日の審査会で採決することが予想されます。

自民と維新の与党は、11日の採決を求めていますでしたが、野党側は憲法審査会での答弁を踏まえて修正する必要性もあるとして、一週間の採決延期を求めています。

また、中道改革連合は「放送CMやネットCMの制限、国民投票運動等の資金規制などの問題が手つかずで不十分」として修正案を提出する見通ですが、法案は賛成多数で可決される見込みで、与党は今国会での成立を目指しています。

○法案の主な内容 今回提出された改正法案では、以下のような措置が盛り込まれています

- ・公職選挙法で定められている開票立ち合い人の規定を国民投票法に反映
- ・投票立ち合い人の要件の緩和
- ・FM放送を活用した広報の実施

これにより、国民がより投票しやすい環境を整備し、情報提供や投票手続きの透明性を高めることが狙いだ、としています。

畑野氏 国民投票の広報協議会の諸問題を追求

共産党の畑野君枝議員は、国民投票法の外形だけを整えて改憲議論をすすめようとする姿勢を批判しました。畑野氏は、現行の国民投票法が広報の内容について改憲の理由や要旨に加え、「その他参考になる事項」としていることをあげ、「改憲の理由や発議に至った背景など、改憲をすすめるために都合のいい情報が放送されるのではないかと」と質問。自民党の高階恵美子議員は、改憲案の提案の理由や国会での審議経過などをあげ、具体的には国会につくる広報協議会で決定すると答弁しました。

畑野氏は、広報協議会の委員が会派の所属議員数の比率で決まり、「改憲に賛成した会派が大多数を占める」と指摘。「極めて不公平な構成だ」と批判しました。

審議に先立つ幹事会で、自民党の新藤義孝議員は、次回の審議会での採決を提案しました。

畑野氏は同日の自由討論で、国民投票法制定時に参議院では、「最低投票率の意義について検討を加えること」や「有料広告規制について必要な検討を加えること」などを指摘した付帯決議がつけられたと述べ、「国民投票法というのであれば、こうした根本問題を議論することこそ必要だ」と主張。これらの問題を放置したまま、「公選法横並び」の改定案の採決は認められないと強調しました。

共産党は、国民の多数は改憲を求めておらず、国民投票法を整備する必要はないと主張。同法には国民の民意を正確にくむという点で重大な欠陥があると強調。現行法には重大で根本的な問題が残されたままだと指摘しています。最低投票率の規定がなく、有権者の1割の賛成でも改憲案が通る仕組みや、公務員や教員による国民投票運動への不当な制限、資金力の多寡によって広告量が左右される問題などです。「根本問題を放置したまま、投票法を形だけ整えて、いつでも動かせるようにしておき、改憲議論を進めようというもので認められない」と批判しています。議員や首長を選ぶ選挙と、改憲の賛否を問う国民投票は全く別物であり、さらに、国民の選挙運動を幅広く制限している現行の公選法にならうということ自体が問われるべきだと強調しています。

憲法9条の改正方針を巡り、自民と維新の意見の違い浮き彫りに

その提案・意見表明の後の審議で、憲法9条の改正方針を巡り、11日の衆院憲法審査会で、連立政権を組む自民党と日本維新の会の意見の違いが浮き彫りとなりました。自民は戦力不保持と交戦権否認を定めた同条2項を含む現行規定を維持した上で、自衛隊を明記する方針を改めて説明しましたが、維新は同項削除の必要性を主張。両党は早期の憲法改正実現で合意していますが、その「本丸」である9条改正で溝が深いことを示しました。

審査会で、自民の新藤義孝元総務相は、9条1項と2項を残したまま自衛隊を明記する同党案について「平和主義に基づく自衛隊の位置付けはこれからも堅持すべきだ。1、2項を残したのはそうした意味合いがある」と説明。「憲法に国防規定を明確に位置付けようとするのが自民党の提案だ」と訴えました。

維新の会は、「集団的自衛権を全面的に行使可能とするためには、時代遅れとなった9条2項の削除が不可欠」と主張。「専守防衛」から「積極防衛」への転換を訴えています。

憲法協同センター 9条署名の経験交流会開催

憲法共同センターは4月から始めた「憲法9条改悪に反対する請願書名」(9条署名)のとりくみなど経験交流し、市民運動で自民党字を変えようと決意を固めあいました。

開会あいさつした全国革新懇の小田川義和さんは「改憲他の市民の自発的な行動は大きな流れとなっている。軍事優先政治をすすめる高市政権と対峙する、われわれのたたかいは正念場にあり、市民運動と署名活動を前進させていこう」と呼びかけました。

運動交流では新日本婦人の会の代表は、各支部のとりくみを紹介。大分県では市営住宅を回り、憲法を変えさせない署名と話すとすぐ応じてくれた。島根県では、親子小組(サークル)で勉強会を開催。「戦争する国づくり」を初めて知ったとの反応次々出たと報告しました。

山梨民医連の代表は、5月3日の山梨憲法集会は、改憲の動きへの危機感からか、例年の3倍となる300人が集まったと報告。「集会の参加者から『一步踏み出して行動ことは大切』との感想が寄せられた。全国の民医連で憲法学習会を開き、署名を広げていきたい」と話しました。

閉会あいさつで、憲法会議の高橋信一は、国会で改憲派が多数を占める下でも、改憲を許さないためには「9条署名」を成功させ、改憲反対の多くの国民に反対の声を広めに広めなければならぬ。何としても、9条署名を成功させようと呼びかけました。

国際ジャーナリストの伊藤千尋が「市民運動が政治を変える」と題して講演しました。

新日本婦人の会 全国から170人の参加で議員要請行動展開

新日本婦人の会(新婦人)は10日、次世代国会行動を実施し、ジェンダー平等の実現や選択的夫婦別姓の導入、比例定数削減反対を求める18万2977人分の署名を国会に提出し、議員要請を行いました。参院議員会館の署名提出集会には全国から170人以上の若い世代の会員が参加し、改憲議論ではなく、緊急の暮らし支援と平和・ジェンダー平等の実現を求め、

「私の声と行動で戦争止める。憲法守る」と訴えました。

あいさつした米山淳子会長は、高市早苗政権の「戦争国家」づくりに対して、新婦人が全国各地でペンライト行動などを広げる中で入会し、この日の行動に参加した仲間もたくさんいると紹介。誹謗中傷動画の拡散疑惑で首相としての資格が問われる政権が比例定数削減など民主主義破壊の独裁にひた走っているとして「声を上げずにはいられない」と強調しました。

参加者交流会では「自民党の改憲草案に危機感があり『何か行動したい』と思っていたときに新婦人の署名に出会い入会した。自分の声を国会に届けられて良かった」(北海道)、「地元でもペンライト集会を始めた。『改憲? 何それ』という反応も多いけど、諦めず行動していく」(福井)などと話しました。



資材高騰・不足に支援を全建総連が党国会議員団に要請

全国建設労働組合総連合(全建総連)の鈴木貴雄委員長、小倉範之書記長ら役員は12日、衆院第2議員会館で、日本共産党の小池晃書記局長ら国会議員団と懇談し、中東情勢の緊迫化に伴う建設資材の供給不安や価格高騰への対策強化を求めて要請しました。要請では、原油価格の高止まりや海上輸送の遅延が、建設資材の供給体制に深刻な影響を及ぼしていると指摘。住宅建築においては、「工期の大幅遅延、請負価格の上昇が常態化している」としています。

工務店など地域の中小零細建設事業者は急騰するコストを価格に十分転嫁できず、「事業継続そのものが危ぶまれる事態が広がっている」と指摘。▽住宅建材・設備等の供給不安の解消、流通の円滑化、価格高騰への適切な措置▽中小建設事業者の事業継続、雇用維持に向けた支援措置の拡充などを求めています。

鈴木委員長は、目詰まりが若干解消されつつあるとしながらも、「手元には資材が届かない上、コストが増すなど、資金繰りの面で影響が長引くことが懸念される」と述べました。

小池氏は、「『資材が入らず仕事のメドが立たない。見積もりも出せない』といった不安の声を聞いている。雇用と仕事を続けられるような支援策を講じるよう政府にも求めている」と述べました。共産党国会議員団から、塩川鉄也、辰巳孝太郎、畑野君枝の各衆院議員、山添拓、仁比聡平両参院議員が出席しました。